

青森県教育委員会第289回臨時会会議録

期 日 平成24年2月26日（日）

場 所 教育庁教育委員会室（非公開は教育委員室）

議事目録

報告第1号	議案に対する意見について
議案第1号	青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第2号	学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第3号	学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第4号	青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則案・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第5号	青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則案・・原案決定

平成24年2月26日（日）

- ・開会 午前10時30分
- ・閉会 午前11時05分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
近藤教育次長、白石教育次長、川村参事、赤坂参事、教育政策・学校教育・教職員・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
島委員、高橋委員
- ・書記
鈴木学、中村尚吾

会 議

議事

報告第1号 議案に対する意見について

(近藤教育次長)

県議会第269回定例会に提出された一般会計予算案2件、一部改正条例案8件、新規制定条例案1件の計11件の議案について、知事から意見を求められたが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、報告するとともに同意した議案の内容について説明する。

まず、「平成24年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）」については、青森県行財政改革大綱に基づいた行財政改革への取組を徹底するとともに、「青森県基本計画未来への挑戦」を推進するための重点事業をはじめ、「青森県教育施策の方針」に基づき、確かな学力の向上や豊かな人間性の育成など、「教育は人づくり」という視点に立った施策の推進に意を用いた結果、教育委員会関係の予算総額は1,375億6,594万1千円となった。これを平成23年度当初予算と比較すると、率にして1.2パーセントの減となり、またこの額の一般会計予算総額に占める割合は、0.7ポイント減の19.4パーセントとなる。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、既に説明しているため省略する。

次に、「平成23年度青森県一般会計補正予算（第8号）案（教育委員会所管分）」については、今回の補正予算の歳出予算額は、1億3,108万1千円の増額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は1,400億1,084万9千円となる。

なお、計上した歳出予算の事業等については、既に説明しているため省略する。

次に、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について。

この条例案は、県費負担教職員の住居手当及び通勤手当の支給に関する事務のうち一定のものを市町村が処理することとし、並びにへき地教育振興法の改正に伴う所要の改正を行うものである。

この条例の施行日は、平成24年7月1日からとなっているが、へき地教育振興法の改正に伴う改正規定については、平成24年4月1日からとなっている。

次に、「職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」について。

この条例案は、平成21年4月1日から平成24年3月31日まで課長級以上の職員を対象として実施している職員の給与の特例による減額について、適用期限を平成26年3

月31日まで延長するものである。

この条例の施行日は、平成24年4月1日からとなっている。

次に、「青森県特定保険業認可申請手数料徴収条例案」について。

保険業法等の一部改正により、特定保険業を行っていた一般社団法人及び一般財団法人は、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができることとなった。この条例案は、その認可事務について、特定保険業認可申請手数料を徴収することとし、必要な事項を定めるものである。

この条例の施行日は、公布の日からとなっている。

次に、「青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について。

このたびの改正は、特定の分野について学習したいという県民の要望に応えるため、県立高等学校に科目履修制度を創設することに伴い、科目履修生から聴講料を徴収するためのものである。

この条例の施行日は、平成24年4月1日からとなっている。

次に、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」について。

このたびの改正は、学校職員定数を高等学校、特別支援学校及び小・中学校あわせて、13,483人から245人減の13,238人に改めるためのものである。

この条例の施行日は、平成24年4月1日からとなっている。

次に、「青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案」について。

このたびの改正は、国の平成23年度補正予算において「高校生修学支援基金」の積み増し・延長が措置されたことに伴い、当該基金の設置期間の延長をするためのものである。

この条例の施行日は、公布の日からとなっている。

次に、「青森県立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例案」及び「青森県立郷土館協議会条例の一部を改正する条例案」について。

このたびの改正は、これまで法律により定められていた、それぞれの協議会の委員の「任命にあたっての基準」が削除されたことに伴い、条例においてそれぞれの「委員の任命の基準」を定めるためのものである。

なお、それぞれの「委員の任命の基準」は、新たに省令で定められた「参酌すべき基準」と同様のものとなっている。

この条例の施行日は、平成24年4月1日からとなっている。

次に、「青森県都市公園条例の一部を改正する条例案」について。

このたびの改正は、新青森県総合運動公園に特定公園施設として新たに球技場を設けるとともに、その使用料の額を定めるためのものである。

この条例の施行日は、平成24年4月1日からとなっている。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、報告第1号については了解した。

- 議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)
- 議案第2号 学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)
- 議案第3号 学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)
- 議案第4号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則案
(非公開の会議に付き記録別途)
- 議案第5号 青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則案
(非公開の会議に付き記録別途)